

# 令和3年度 事業計画

## はじめに

港湾貨物運送事業における第13次労働災害防止計画(2018年度から2022年度までの5か年計画)(以下「港湾13次防」といいます。)では、計画期間中に  
「死亡災害を撲滅すること」  
「労働災害の死傷者(休業4日以上)を年間100人未満とすること」  
を目標としています。

令和2年の労働災害の発生状況をみると、死亡災害は4人で前年から3人の減少、休業災害は145人で前年から11人(7・1パーセント)の減少となりました。

一方、港湾13次防期間中の3年間(2018年から2020年まで)の死傷災害の発生件数を年平均でみると142件となっており、港湾12次防期間中の年平均139件と比べて増加しています。

加えて、荷や荷役機械との接触・はされ巻き込まれ、高所からの墜落・転落といった従来型の災害が繰り返し発生しています。

このような状況を解消するためには、現状の作業行動や考え方を見直し、もう一段高い「安全」を追求する必要があります。

このため、本年度は、港湾13次防で定める4つの「特定災害」のうち、特に、

- ① 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害(後記第4の1の(1))
- ② フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害(後記第4の1の(2))
- ③ 墜落・転落による災害(沿岸作業を含む。)(後記第4の1の(3)及び2の(1)のキ)

の防止を最重点として、新型コロナ感染症の感染拡大防止に留意しつつ、各種の対策を推進することとします。

また、現場における安全意識を一層高めるために、指差呼称運動実施要領を改定し、指差呼称・危険予知運動の定着を強力に推進することとします。

## 第1 港湾における労働災害発生状況

### 1 死亡災害

ア 令和2年における死亡災害は4人で、前年と比べ3人の減少となりました(表1)。

イ これらの死亡災害には、次のような特徴がみられます。

- ① 事故の型別では、「墜落・転落」が2人、「はされ・巻き込まれ」が1人「崩壊・倒壊」が1人となっています。
- ② 起因物別では、「荷」が2人、「仮設物等」「乗り物(台船)」がそれぞれ1人となっています。

ウ 死亡災害のすべてが、港湾13次防において重点的に取り組むこととしている4つの「特定災害」のうち以下の3つの類型に該当しています。

- ① 「動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害」が2人
- ② 「船内荷役作業での高所からの墜落災害」が1人
- ③ 「海中への転落災害」が1人

また、港湾第13次防の3年間で見ると、死亡災害14人中

- ① 「動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害」が4人
- ② 「フォークリフト等の荷役運搬機械等との接触による災害」が5人
- ③ 「船内荷役作業での高所からの墜落災害」が1人
- ④ 「海中への転落災害」が2人

となっています。

エ なお、会員事業場ではありませんが、運搬船のタンクの清掃準備作業中に、酸素欠乏症による3名の死亡災害が発生しています。

## 2 休業4日以上の労働災害

ア 令和2年に発生した休業4日以上の労働災害(会員事業場・協会調べ。以下同じ)は145人で、前年の156人と比べ11人、7.1パーセントの減少となりました。

イ これらの労働災害には、次のような特徴がみられます。

- ① 事故の型別では、「墜落・転落」が42人と最も多く、全体の災害の29パーセントを占めています。  
次いで、「はさまれ・巻き込まれ」が29人(20パーセント)で、この二つの事故の型で全体の49パーセントを占めています。
- ② 災害発生に機械の運転が関連した89人についてみると、「フォークリフト」と「その他の機械」に関連する災害がともに24人と最も多く、次いで、「ガントリークレーン」が13人、「移動式クレーン」が12人となっています。
- ③ 災害発生に荷がかかわった107人についてみると、「コンテナ」が30人と最も多く、次いで「その他」が19人、「ばら物」が12人、「袋物」が10人となっています。
- ④ 「経験年数別」では、10年未満の経験年数が少ない労働者が73人と最も多く、全体の50パーセントを占めています。また、そのうちの1年未満の労働者及び1~4年の労働者がともに27人(全体の19パーセント)となっています。

## 第2 目標

港湾13次防に掲げる目標の達成をめざし、令和3年度の労働災害の減少目標を次のとおりとします。

- ① 死亡災害の撲滅 (年間を通じて死亡災害0)
- ② 死傷災害120人未満 (前年に比し25人、17.3パーセント以上の減少)

## 第3 港湾における労働環境をめぐる状況及び課題

ア 我が国の港湾貨物運送事業は、東アジアの各港との厳しい競争にさらされており、これに伴い、港湾機能の高度化が一層進展し、荷役運搬機械等の大型化と作業のスピード化が進んでいます。これに伴い、荷役作業におけるリスクも変化しており、これを見極める必要があります。

また、港湾の現場では、複数の事業者が混在・近接して、各種荷役や関連作業、検査・検定等の作業を行っていることから、一つの荷役現場において行われる荷役作業に係る情報の共有を図り、必要な調整を行うことが重要です。

イ 安全対策を進めるにあたっては、本質安全化や工学的対策を取ることが重要ですが、港湾の現場では、本船や上屋など作業場所や設備が事業者の管理下にないことが多く、危険な作業そのものをなくす本質安全化や次いで有効とされる工学的な対策を事業者自らが講ずることが困難な場合もあります。

このため、港湾管理者等の港湾設備管理者、荷役作業の発注者等に、労働災害防止について理解いただくことも重要であり、積極的に情報提供等を行っていく必要があります。

ウ 本質的安全化や工学的な対策が困難である場合、管理的な対策が重要となります。この管理的対策を講じるためには、何よりも、作業日ごと、作業班ごとに存在するリスクを意識した上で作業を行い、不安全行動をなくしていくことが重要です。

港湾荷役の現場は、取り扱う荷の種類や数量、作業方法、天候など、日によって状況が異なることが多く、日々の作業に伴うリスクを低減するためには、全員参加による始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動、指差呼称運動、ヒヤリハット運動等の継続的な安全衛生管理活動を行うことが必要です。

また、作業を誤りなく安全に進めてゆくためには、作業の要所要所で指差呼称を行うことが重要です。

エ 職場の世代交代と労働災害の長期的な減少に伴い、経験が浅く危険に対する認識が薄い労働者の災害が増加していることから、新規採用者に対する雇入れ時の安全衛生教育や危険体感教育等危険感受性を向上させる教育の実施、リスクや安全衛生対策が容易に認識できるような「安全の見える化」などを推進していく必要があります。

オ 毎年のように異常気象下の酷暑といった状況が続いており、また、熱中症が発生したことがある会員事業場が4割に及んでいることからも、暑熱な環境下での作業における熱中症の防止にこれまで以上に取り組む必要があります。

また、酸素欠乏の危険のある場所での作業、粉じんが発散する場所での作業、化学物質を取り扱う場所での作業などの健康障害の防止も重要な課題です。

カ 依然として、新型コロナウイルス感染症の問題は継続しており、手洗い、咳エチケット等を励行するとともに、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、事業場の実態に即した実行可能な対策を検討し、積極的に実施することが求められます。

キ 港湾貨物運送事業労働災害防止規程(以下「災防規程」といいます。)については、労働安全衛生法等関係法令の改正、荷役作業の変化等に伴いその一部の変更を行うこととしており、これを周知し、変更後の災防規程に基づいた安全衛生活動を展開する必要があります。

#### 第4 主な労働災害防止対策

本年度は、港湾第13次防期間中の死亡災害の発生状況を踏まえ、

- ① 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害(後記1の(1))
- ② フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害(後記1の(2))

休業災害の発生状況も踏まえ、

- ③ 墜落・転落による災害(後記1の(3)及び2の(1)のキ))

の防止を最重点として、各種の対策を推進することとします。

労働災害防止対策の実施に当たって、総支部、支部及び会員事業場は、それぞれ具体的な実行計画を立案し、事業を効果的に推進することとし、協会本部、総支部及び支部はそれ

ぞれの立場から、会員事業場に対して支援に努めることとします。

また、主要対策別の実施事項を別表1のとおりとします。

## 1 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進(特定災害の防止)

後湾13次防において死亡災害の撲滅に向け、以下の(1)～(4)に掲げる災害を死亡等の重篤な結果が生じる恐れの高い「特定災害」として指定し、当該災害の根絶に向けた対策を重点的に取り組むこととしていることを踏まえて、以下の対策を推進します。

### (1) 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止(最重点対策)

#### ア 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、作業開始前の荷や玉掛け用具の点検、作業員に対する合図方法及び退避場所の周知の徹底を行わせるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

#### イ 作業開始時の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底

作業開始時にツールボックスミーティングを実施すること等により、作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底を行う。

#### ウ 指差呼称による退避の確認の励行

作業中は、作業者全員が指差呼称を行うとともに、退避を励行する。

作業指揮者は、作業者が安全な場所に確実に退避したことを確認したうえで、荷の巻き上げ・巻き下げの合図を行うことを徹底する。

#### エ 地切り時及び巻き下げ時等の一時停止の励行

動力クレーン等の運転者は、地切り時、巻き下げ時及び玉外し後の巻き上げ時の一時停止及び安全確認を励行する。

### (2) フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止(最重点対策)

#### ア 作業計画の策定

荷役運搬機械を用いた荷役作業を行うにあたっては、作業計画を策定することとし、その際、荷役運搬機械と作業者の動線ができる限り交差することがないよう検討するとともに、フォークリフト、ストラドルキャリヤーなどの荷役運搬機の通行経路や作業区域を特定するよう努める。

#### イ 荷役運搬機械の通行経路の特定、歩行者通路の表示の励行及び誘導員の配置

荷役運搬機械を用いた荷役作業を行う場所においては、歩行者通路の表示、作業員への蛍光ベスト等の着用を図るとともに、荷役運搬機械の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、接触による危険について表示等による注意喚起を行うとともに、作業員は交差箇所に立ち入る前に指差呼称による左右等確認を実施し、荷役運搬機械の運転者は徐行又は一旦停止を励行する。

さらに、作業員や検査員等が混在する場所において荷役運搬機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置する。

#### ウ 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所等の周知徹底

沿岸荷役主任者等を選任し、作業者に対する作業方法、合図方法、退避場所、制限

速度の遵守等を周知徹底とともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

## エ 荷役運搬機械に対する安全運転支援設備の設置の促進

荷役運搬機械へのバックモニター、近接警報装置、自動停止機能、ドライブレコーダーの設置などの安全運転支援設備の設置の促進を図る。

### (3) 船内荷役作業での高所からの墜落災害の防止(最重点対策)

#### ア 親綱等の設置及びフルハーネス型等の墜落制止用器具の使用の励行

ハッチコーミング、コンテナの上などの囲い・手すり等の設置が困難な場所において作業を行う場合は、必要に応じて親綱等を設置のうえ、フルハーネス型等の墜落制止用器具の使用を励行する。

また、船倉への昇降に際しては、安全ブロック等の使用を励行する。

#### イ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、親綱の設置や作業員の墜落制止用器具の着装を確認させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

#### ウ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的安全化、工学的対策の検討

作業方法の変更による高所作業の削減や、墜落の恐れのある場所への囲い・手すりの設置などの対策の促進を図る。

なお、港湾設備や船舶設備の改善が伴う場合には、必要に応じて、港湾設備の管理者、船主等の港湾関係者に、要請を行う。

### (4) 海中への転落災害の防止

#### ア 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行

岸壁と本船の間の通行に際しては、転落防止用ネット付きの昇降設備の使用を励行する。

#### イ 海際の作業等における救命具の着装の徹底

はしけ作業など海際での作業について、救命具を着装するとともに、その他の作業についても、海への転落の危険がある場合は、救命具の着装を励行する。

#### ウ 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落の防止

岸壁の海際で荷役運搬機等を使用して作業を行う場合は、作業区域を設け、又は誘導員を配置するなど、海に転落することを防止するための措置を講じる。

#### エ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、救命胴衣等の着装、通行設備の設置及び誘導員の配置を確認させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

## 2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進

特定災害を含め労働災害の大幅な減少を図るために、以下の対策を推進します。

### (1) 事業場における安全衛生対策の強化

#### ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実

経営トップは積極的に安全最優先の姿勢を示すとともに、安全衛生管理体制の充実

を主導する。

また、経営トップ自らが積極的に職場巡視を行うなどにより、安全衛生に対する取り組み姿勢を示すとともに、災防規程の遵守を図る。

なお、災防規程については、労働安全衛生法等関係法令の改正、荷役作業の変化等に伴いその一部の変更が予定されていることに留意すること。

#### **イ 指差呼称・危険予知活動等の日常の継続的な安全衛生管理活動の実施**

作業日、作業班ごとのリスクを確認しこれに対処するため、ツールボックスミーティングにおける危険予知活動を実施し、KY ボードを作成するとともに、始業時及び作業の要所要所での指差呼称の実施を励行する。

また、ヒヤリハット活動、4S 活動等の日常的な安全衛生管理活動を継続的に実施する。

#### **ウ 安全パトロール等の繰り返し実施による安全衛生活動の定着**

また、安全パトロールを繰り返し実施することにより、作業現場におけるリスクの存在、これへの対処方法等について理解促進と定着を図る。

#### **エ 職場の危険を低減するための対策の推進**

前期イ及びウにより見いだした職場にひそむリスクや考えられるヒューマンエラーについて、現場の作業条件や作業方法の見直しを行い、改善を図る。

この見直しに当たっては、高所での作業をなくすなどの本質安全化や車両系荷役運搬機械に接近警報装置を設置するなどの工学的な対策の実施について検討を行う。

#### **オ 作業主任者等の配置と職務の励行**

船内荷役作業、沿岸荷役作業などでは、作業主任者等を選任し、作業の直接指揮等の職務の励行を徹底させる。

#### **カ 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育の充実**

経験の浅い者の災害を防止するため、雇入れ時の教育の実施を徹底するとともに、危険体感教育などの教育の充実を図る。

フルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業に従事する労働者に対する特別教育の実施を励行する。

#### **キ 墜落・転落災害の防止(最重点対策)**

船内作業での高所からの墜落災害の防止(前記1の(3))に加え、上屋内などの沿岸作業においても、手すり囲いの設置などの工学的対策の実施、墜落制止用器具の使用などの墜落・転落防止対策を励行する。

#### **ク 転倒災害の防止**

「STOP ! 転倒災害プロジェクト」を踏まえ、通路の障害物や凹凸の解消、照度の確保、手すりの設置、適切な移動・作業方法の励行、冬季の凍結対策、転倒防止体操の実施、4S 活動の実施、危険箇所の見える化などの転倒災害の防止対策に取り組む。

#### **ケ 安全管理士(員)等の活用による安全衛生水準の向上**

安全衛生水準の向上を図ろうとする中小規模事業場においては、本部または総支部に駐在する安全管理士(員)等を活用し、職場の実態に応じた安全衛生管理活動の推進を図る。

## (2) 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進

### ア 指差呼称運動の一層の推進

本年3月に改正された指差呼称運動実施要領に基づき、始業、終業及び作業の要所における指差呼称の定着化を図る。また、6月を指差呼称強調月間とし、指差呼称の定着に向けて集中的な取組を行う。

具体的には、各港に推進委員会を設置し、目標を設定したうえで、

- ① 強調月間における集中的な周知・啓発の実施
- ② 指差呼称の定着を主眼とする講習会の開催
- ③ 港湾安全パトロール実施時における指差呼称の定着状況の確認及び指導
- ④ 定着化推進のための資料及び用品の配布

等を実施する。

### イ 安全パトロールの実施による災防規程の遵守等にむけての助言・指導

港全体での安全パトロールを積極的に実施し、災防規程の遵守にむけて助言指導を行う。また、同パトロールにおいて、作業現場におけるリスクの存在、これへの対処方法等について理解促進と定着を図るとともに、始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動、指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の励行に向けた助言・指導を行う。

また、安全パトロールのより効果的な実施、安全パトロール員の能力向上及び各港間の交流の促進を図るため、安全パトロール員が他の港の安全パトロールに参加する相互交流パトロールを実施する。

さらに、巡視時のチェックリストについて、情報共有の促進を図り、充実に努める。

### ウ 災害情報・ヒヤリハット事例及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進

災害情報やヒヤリハット事例のデータベース、収集した安全の「見える化」や工夫改善事例について、会員事業場における活用を図る。

### エ 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成

全国港湾労働災害防止大会、経営トップセミナー、安全衛生セミナー、指差呼称強調月間、港湾労働安全強調期間、港湾労働衛生強調月間及び年末年始港湾無災害強調期間の実施に当たって、会員事業場のトップ、職長、フォアマン、安全・衛生管理者、安全衛生担当者等に広く参加を呼びかけ、安全衛生気運の醸成及び安全衛生知識の普及を図る。

また、安全衛生手法の工夫改善事例について、全国港湾労働災害防止大会での発表、展示や機関誌への掲載等各種の手法や機会を利用してその普及に努める。

### オ 自然災害対策

荷役作業時に地震・津波・強風等の自然災害が発生し、緊急事態に至った際に、作業の中止と安全な場所への避難などの確な対応を図るため、避難マニュアル(モデル)の普及、防災管理規程の整備等に努めるとともに、安全な避難場所の設置・確保、防災避難訓練を励行する。

また、突風によるクレーン逸走災害防止のため、気象情報の早期・正確な把握、的確な判断等の徹底を図る。

## (3) 港湾関係者との連携の推進

本部において、関係省庁、港湾関係団体の参加を得て「港湾荷役作業の労働災害防止のための連絡会議」を開催し、関係者間の情報共有をさらに促進することとしている。

このことを踏まえ、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、毎月の機関紙・港湾労働安全強調期間等のポスター等の配布を行うとともに、港湾パトロールへの参加を要請する等により港湾荷役作業の安全衛生について一層の理解の促進を図る。

また、ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、荷役作業時間の確保等について、港湾関係者の理解と配慮が必要な事例や改善された事例の収集に努めるとともに、情報の共有化を図り、必要に応じて配慮を要請する。

### 3 労働者の健康対策の推進

港湾で働く労働者の健康を確保するため、以下の対策を推進します。

#### (1) 職業性疾病等による健康障害予防対策

##### ア 熱中症予防対策

「STOP 熱中症実施要領」に基づき、

- ① 冷風機の設置・休憩場所の整備・空調服や風通しに配慮した安全帽の装着などの作業環境管理
  - ② 暑さ指数の状況に応じた作業時間・休憩時間の見直し、熱への順化、水分・塩分の摂取などの作業管理
  - ③ 健康診断結果に基づく健康状態の確認・作業開始時の健康状態の確認などの健康管理
- 等を実施する。

また、熱中症の危険性に体調管理に関する教育や異常時の措置に係る体制の整備を図る。

##### イ 酸素欠乏症予防対策

長期間閉じられていた船倉の内部、くず鉄・石炭等の酸化しやすい物質が積載されている場所、穀物・飼料等が保管されている場所などの酸素欠乏の恐れのある場所に立ち入る場合は、酸素欠乏危険作業主任者の選任、酸素濃度の測定、立入禁止の表示、換気の実施等の予防対策を励行するとともに、二次災害を防止するため酸素マスク・送気マスクの備付けを図る。

##### ウ 粉じん障害防止対策

「船倉内において鉱物等をかき落す作業」や「セメントや粉状の鉱石を袋詰めし、積み込み、又は積み下ろす場所における作業」等の粉じん作業については、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、休憩設備の設置、呼吸用保護具の適切な使用、じん肺健康診断の実施、じん肺の予防・健康管理のための教育の実施を励行する。

##### エ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策

化学物質その他の原因による健康障害及び危険物の取扱による災害を防止するためコンテナ等の荷主等から、「危険有害物事前連絡表」の交付の徹底など、その一層の活用促進を図る。

また、危険有害物事前連絡表や化学物質安全データシート(SDSカード)の情報などにより有害性の恐れがある物質を取扱う場合は、作業主任者の選任、必要なばく露防止措置の実施、健康診断の実施等必要な措置を励行する。

さらに、石綿、一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

#### **オ 腰痛予防対策**

荷の持上げや不自然な作業姿勢などによる腰痛を予防するため、床面や照明などの作業環境の改善、他の作業との組合せなどの作業管理の改善、腰痛予防体操の実施などに取り組む。

### **(2) 心と身体の健康確保対策**

#### **ア 新型コロナウイルス感染症予防対策**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が同時に重なる場所を避けるとともに、職場における咳エチケット・手洗いの徹底、日常的な健康状態の確認などの基本的な対策を講じる。

また、職場内外や通勤時における接触感染や飛沫感染の防止及び一般的な健康確保のための措置として、換気の実施・機器等の消毒・会議の回避・長時間の時間外労働の回避・時差出勤の実施等、事業場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策に積極的に取り組む。

さらに、感染症の陽性者が発生した場合の対応について、適正なルールを作成し、労働者に周知する。

#### **イ 企業における産業保健機能の強化等**

産業医や産業保健スタッフの選任を進めるとともに、産業医に必要な情報提供を行うなど職場内の産業保健機能の強化に努める。

また、依然として有所見率の増加がみられることから、定期健康診断の実施を励行するとともに、有所見者に対する二次検診の実施などのフォローアップに努めるなどの健康確保措置を推進する。

#### **ウ 高年齢労働者対策**

雇用者全体の内50歳以上の高年齢労働者の占める割合が約3割となるなど労働者の高齢化が進展していることから、中高年齢者に配慮した作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実施などを一層進める。

#### **エ 過重労働による健康障害防止対策**

恒常的な長時間労働の計画的な削減、深夜業を含む業務に従事する労働者に対する健康診断の確実な実施、長時間労働を行った労働者に対する面接指導・健康相談等の実施など、過重労働による健康障害防止のための体制の整備に努める。

#### **オ 職場におけるメンタルヘルス対策等**

労働者の心の健康の保持増進を図るため、心理的負荷に関する気づきを促進するためのストレスチェックの実施、受診の勧奨、高ストレス者に対する相談体制の整備、職場環境の改善等に努める。

#### **カ 受動喫煙防止対策**

適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることが

ら、屋外喫煙所の設置等による分煙の実施などの受動喫煙防止対策に一層取り組む。

### (3) 治療と仕事の両立に向けた取組み

疾病を抱える労働者の増加が予想されることから、治療や通院時間の確保、相談窓口の設置、作業の転換、労働時間の短縮など、働きながら治療を受けられる体制の整備に努める。

## 第5 組織的な労働災害防止活動の推進

労働災害防止活動の実施に当たって、総支部、支部及び会員事業場は、次に掲げる事項をも踏まえ、それぞれ具体的な実行計画を立案し、事業を効果的に推進することとします(別表1)。

### 1 労働災害防止運動の推進

- (1) 全国港湾労働災害防止大会を実施し、安全衛生意識の高揚を図る。
- (2) 主要港督励巡視、港湾研修、相互交流パトロール等を実施し、安全衛生水準の向上を図る。
- (3) 各種安全衛生強調期間の実施により、安全衛生水準の向上を図る。
- (4) 安全衛生表彰、無災害事業場表彰の実施等により、安全衛生意識の向上を図る。
- (5) 危険予知活動及び指差呼称運動を推進するとともに、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図る。
- (6) 本部、または総支部に駐在する安全管理士(員)等を安全衛生水準の向上を図ろうとする中小規模事業場に派遣し、職場の実態に応じた安全衛生管理活動の推進を図る。

### 2 安全衛生教育の推進

- (1) 登録教習機関として実施する技能講習の積極的な開催及び適正な運営に努める。
- (2) 経営トップセミナー、安全衛生セミナー、危険体感研修等を実施し、経営首脳者、管理監督者、作業指揮者、危険有害業務従事者、新規従事者等に対する安全衛生教育の充実を図る。

特に、昨年度から開始した危険体感研修に積極的に参加するとともに、新たに作成した新規従事者等に向けた安全衛生教育マニュアルを活用して、会員事業場の雇入れ時教育等の充実・強化を図る。

- (3) 協会のテキスト、教材の充実・整備と活用を図る。

### 3 広報活動及び調査研究等の推進

- (1) 機関誌及び協会ホームページ等による「安全の見える化」の推進事例、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事例、災害事例、安全衛生のQ & A等の情報提供の充実を図る。

ヒヤリハット事例の情報のデータベースについては、引き続き事例収集を図り、新たに搭載する等充実を図る。

また、労働災害情報データベースについて、新たな事例の搭載を行う等充実を図る。

- (2) 安全衛生用品を充実し、活用の促進を図る。
- (3) ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティ対策を推進する。

#### **4 災防規程の変更等**

災防規程については、労働安全衛生法等関係法令の改正、荷役作業の変化等に伴い、その一部の変更を行うとともに、変更後においては、その周知に努め、遵守を図る。

#### **5 会員の拡大等**

新規参入事業場及び賛助会員への加入促進を図る。

#### **6 会議の開催**

下記の会議等の開催等により協会の組織活動の推進を図る(別表2)。

- ①通常総代会・理事会の開催
- ②会長・副会長会議の開催
- ③常任理事会の開催
- ④安全衛生推進委員会の開催
- ⑤安全衛生実施委員会の開催
- ⑥安全衛生実施協議会の開催
- ⑦評価委員会の開催
- ⑧総支部・支部事務局事務担当者会議の開催
- ⑨安全管理士・安全管理員会議の開催
- ⑩各総支部における支部事務局主管者会議の開催

#### **7 関係行政機関、関係諸団体等との連絡・提携・協力関係の一層の強化**

次の行政機関、団体の中央・地方組織との連絡・提携・協力関係の強化を図る。

- ①厚生労働省、国土交通省等関係行政機関
- ②(一社)日本港運協会等業界団体
- ③(一社)日本港湾福利厚生協会、各港湾運送事業協同組合、(一財)港湾労働安定協会等港湾関係団体
- ④(一社)日本倉庫協会、(公社)全日本トラック協会
- ⑤(一社)日本船主協会、外国船舶協会、日本内航海運組合総連合会、船員災害防止協会等本船関係団体
- ⑥港湾管理者、埠頭管理者等港湾施設管理者
- ⑦(一社)日本産業車両協会、(一社)港湾荷役機械システム協会、日本造船工業会等業種団体
- ⑧中央労働災害防止協会及び各業種別労働災害防止団体
- ⑨検査、検定の各協会
- ⑩労働安全衛生総合研究所等研究機関

別表 1

## 労 働 災 害 防 止 主 要 対 策

実施事項 業務の分担	本 部	総支部・支部	会員事業場
<b>第4 主な労働災害防止対策</b>			
<b>【最重点対策】</b>			
	<p>① 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止 (1の(1))</p> <p>② フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止 (1の(2))</p> <p>③ 墜落・転落による災害の防止 (1の(3)・2の(1)のキ)</p>		
<b>1 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進(特定災害)</b>			
(1) 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止(最重点対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ 沿岸荷役主任者講師養成研修の実施</li> <li>○ 指差呼称定着化研究会・指導者講習の実施</li> <li>○ 工夫改善事例等の情報提供</li> <li>○ 船主、港湾管理者等に要請すべき事例の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者講習の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の指差呼称呼称の励行</li> <li>○ 船主、港湾管理者等に要請すべき事例の収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者の選任・適正配置、職務の励行</li> <li>○ 作業前ミーティングにおける退避場所等の周知と確実な退避の実施</li> <li>○ 地切り時、巻き下げ時及び玉外し後の巻き上げ時の一旦停止の励行</li> <li>○ 指差呼称の実施</li> </ul>
(2) フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止(最重点対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ フォークリフト災害事例と災害防止対策に関する冊子の頒布</li> <li>○ 工夫改善事例等の情報提供</li> <li>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沿岸荷役主任者教習の実施</li> <li>○ 港湾パトロール・沿岸パトロール時の安全確認の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の指差呼称呼称の励行</li> <li>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業計画の策定</li> <li>○ フォークリフト通行経路、歩行者通路の区分設定と表示、誘導員の配置の励行、蛍光ベスト等の着用の励行</li> <li>○ 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所、制限速度の遵守等の周知徹底</li> <li>○ フォークリフト等の荷役運搬機械に対するバックモニターの設置等の安全運転支援設備の設置の促進</li> <li>○ 指差呼称の実施</li> </ul>
(3) 船内荷役作業での高所からの墜落災害の防止(最重点対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ 船内荷役作業の労働災害防止対策に関する冊子の頒布</li> <li>○ 工夫改善事例等の情報提供</li> <li>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育講師養成研修の実施</li> <li>○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船内荷役作業主任者講習の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の指差呼称の励行</li> <li>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の実施</li> <li>○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親綱等の設置及び安全帯の使用の励行</li> <li>○ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</li> <li>○ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的安全化、工学的対策の検討</li> </ul>
(4) 海中への転落災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ 工夫改善事例等の情報提供</li> <li>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者教習の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</li> <li>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行</li> <li>○ はしけ作業等における救命胴衣の着用の徹底</li> <li>○ 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落防止措置の実施</li> <li>○ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</li> </ul>

実施事項	業務の分担		
	本 部	総支部・支部	会員事業場
2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進			
(1) 事業場における安全衛生対策の強化			
ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営トップセミナーの実施</li> <li>○ 災害防止規程及び解説書の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営トップの参加による安全パトロールの実施</li> <li>○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営トップによる安全最優先の表明と安全衛生管理体制の充実</li> <li>○ 経営トップの参加による安全パトロールの実施</li> <li>○ 災防規程の遵守の徹底</li> </ul>
イ 指差呼称・危険予知活動等の日常の継続的な安全衛生管理活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動の支援</li> <li>○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の支援</li> <li>○ 指差呼称定着化研究会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動の支援</li> <li>○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動の継続的な実施</li> <li>○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の実施</li> </ul>
ウ 安全パトロール等の繰り返し実施による安全衛生活動の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<p>マンネリ化を防止するための抜き打ちパトロールや指差唱和の交代制での実施などのアクセントをつけた安全衛生活動の実施</p>
エ 職場の危険を低減するための対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ ヒヤリハット事例の収集・提供</li> <li>○ 工夫改善事例等の情報の収集・提供</li> <li>○ 「安全の見える化」事例等の情報の収集・提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場における安全管理活動への支援</li> <li>○ ヒヤリハット事例の収集</li> <li>○ 「安全の見える化」事例等の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理活動の積極的な推進</li> <li>○ 作業方法や職場環境の見直しの推進(工学的対策の検討)</li> <li>○ ヒヤリハット事例の情報提供</li> <li>○ 「安全の見える化」事例の提供</li> </ul>
オ 作業主任者等の配置と職務の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能講習等各種テキストの作成、見直しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種技能講習、安全教育の積極的な開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種作業主任者の選任と職務の励行</li> </ul>
カ 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「雇入れ時等安全衛生研修資料」の活用促進</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ 危険体感研修等の受講勧奨の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「雇入れ時等安全衛生研修資料」の活用促進</li> <li>○ 危険体感研修等の受講勧奨の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇入れ時教育の積極的な実施</li> <li>○ フルハーネス型墜落制止用器具に係る特別教育の実施</li> <li>○ 危険体感研修、各種特別教育、能力向上教育の実施または参加</li> </ul>
キ 墜落・転落災害の防止(最重点対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> <li>○ 船内荷役作業・沿岸荷役作業の労働災害防止対策に関する冊子の頒布</li> <li>○ 工夫改善事例等の情報提供</li> <li>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育講師養成研修の実施</li> <li>○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船内荷役作業主任者講習の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</li> <li>○ 港湾パトロール時の指差呼称の励行</li> <li>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の実施</li> <li>○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親綱等の設置及び安全帯の使用の励行</li> <li>○ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</li> <li>○ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討</li> </ul>
ク 転倒災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の実施</li> </ul>
ケ 安全管理士(員)等による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)等による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)等による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)等の積極的な活用</li> </ul>

実施事項	業務の分担		
	本 部	総支部・支部	会員事業場
(2) 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進			
ア 指差呼称運動の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指差呼称強調月間の主唱</li> <li>○ 指差呼称の定着を主眼とする講習会の実施及び支援</li> <li>○ 港湾安全パトロール時の指差呼称の定着の支援</li> <li>○ 指差呼称実施の好事例の収集等、普及啓発用品の作成・配布</li> <li>○ 安全管理士(員)等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指差呼称強調月間の実施</li> <li>○ 指差呼称の定着を主眼とする講習会の実施及び支援</li> <li>○ 港湾安全パトロール時の指差呼称の定着の支援</li> <li>○ 指差呼称実施の好事例の収集等、普及啓発用品の作成・配布</li> <li>○ 安全管理士(員)等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指差呼称強調月間における集中的な取組</li> <li>○ 経営トップの指差呼称運動取組の表明</li> <li>○ 始業・終業・作業の要所要所における指差呼称の実施</li> <li>○ 指差呼称指導員の指名及び指導員による指差呼称定着にむけた取組の推進</li> <li>○ 安全パトロール時における指差呼称の実施及び実施状況の確認</li> <li>○ 研修会への積極的な参加</li> </ul>
イ 安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画の作成、安全衛生推進委員会の開催</li> <li>○ 安全パトロール、安全衛生セミナー等による災害防止規程の周知の促進</li> <li>○ 災害防止規程及び解説書の普及</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業現場指導推進委員会の開催、安全パトロールの実施</li> <li>○ 港湾安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導</li> <li>○ 災害防止規程及び解説書の頒布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾安全パトロールへの積極的な参加</li> <li>○ 災防規程の遵守、作業員への周知</li> <li>○ 災害防止規程に基づく安全作業の検討・実施</li> </ul>
ウ 災害情報・ヒヤリハット事例及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働災害情報データベース搭載情報の更新</li> <li>○ ヒヤリハット事例データベース掲載情報の更新</li> <li>○ 安全の「見える化」及び工夫改善事例等の収集と会員事業場への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働災害情報データベースの周知・活用</li> <li>○ ヒヤリハット事例データベースの活用</li> <li>○ 安全の「見える化」及び工夫改善事例等の収集・報告と普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働災害情報データベースの活用</li> <li>○ ヒヤリハット事例データベースの活用</li> <li>○ 安全の「見える化」、工夫改善の取組促進・報告</li> </ul>
エ 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国港湾労働災害防止大会の開催</li> <li>○ 経営トップセミナーの開催</li> <li>○ 管理監督者等に対する安全衛生セミナー等の開催</li> <li>○ 各強調期間の実施要領の作成・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国港湾労働災害防止大会への協力、参加勧奨</li> <li>○ 経営トップセミナー等への参加勧奨</li> <li>○ フォアマン・職長等に対する安全衛生セミナー等への参加勧奨</li> <li>○ 各強調期間における各種行事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国港湾労働災害防止大会への積極的な参加</li> <li>○ 経営トップセミナーへの積極的な参加</li> <li>○ 安全衛生セミナーへの積極的な参加</li> <li>○ 各強調期間における安全衛生総点検等の実施</li> <li>○ 各強調期間における各種行事への積極的な参加</li> </ul>
オ 自然災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難マニュアル等の情報収集及び周知</li> <li>○ 防災管理規程の整備及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の設定及び避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の設定及び避難訓練の実施</li> <li>○ クレーンの逸走防止対策の実施</li> </ul>
(3) 港湾関係者との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省庁、関係団体との連絡会議の開催</li> <li>○ 港湾関係者への情報提供の推進</li> <li>○ 港湾設備・船舶設備等に関連する災害事例の収集</li> <li>○ 港湾設備、船舶設備の改善について、港湾管理者等に要請すべき事例の収集・分析</li> <li>○ 荷役作業時間の確保等について船主・元請け会社等に要請すべき事例の収集・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡会議への情報提供</li> <li>○ 港湾関係者への機関誌及びポスター等の配布</li> <li>○ 港湾設備・船舶設備等に関連する災害事例の収集・報告</li> <li>○ 港湾設備、船舶設備の改善について、港湾管理者等に要請すべき事例の収集・報告</li> <li>○ 荷役作業時間の確保等について船主・元請け会社等に要請すべき事例の収集・報告</li> <li>○ 港湾安全パトロールへの参加要請及び指導、啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾管理者、船主・元請け会社等に要請すべき事例の事項の把握、総支部・支部への情報提供</li> <li>○ 港湾設備等の点検と必要に応じた改善要請</li> <li>○ 港湾管理者、船主等との連携促進</li> </ul>

主要対策及び実施事項	業務の分担及び協力関係		
	本 部	総支部・支部	会員事業場
<b>3 労働者の健康対策の推進</b>			
<b>(1) 職業性疾病等による健康障害予防対策</b>			
ア 熱中症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ STOP熱中症クールワークキャンペーンの実施</li> <li>○ WBGT値測定器の配布</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ STOP熱中症クールワークキャンペーンの実施</li> <li>○ 港湾パトロール時のWBGT値の測定等による熱中症防止対策の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ STOP熱中症クールワークキャンペーンの実施</li> <li>○ WBGT値の把握と熱中症防止対策の実施</li> <li>○ 作業開始時の健康状態の確認等の適切な健康管理の実施</li> </ul>
イ 酸素欠乏症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工夫改善事例等の情報の収集及び周知</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酸素濃度測定の実施、保護具の整備等の酸素欠乏予防対策の実施</li> </ul>
ウ 粉じん障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工夫改善事例等の情報の収集及び周知</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船倉内での鉛物のかき落とし作業等における呼吸用保護具の着用等の粉じん障害予防対策の実施</li> </ul>
エ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険有害物事前連絡表の提出の周知</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険有害物事前連絡表の提出の徹底と有効活用の促進</li> <li>○ 危険物有害物等の安全作業実施についての指導援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険有害物事前連絡表の活用</li> <li>○ 化学物質等による健康障害予防対策の実施</li> </ul>
オ 腰痛予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工夫改善事例等の情報の収集及び周知</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腰痛予防対策の実施</li> </ul>
<b>(2) 心と身体の健康確保対策</b>			
ア 新型コロナウイルス感染症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の感染症防止対策の支援</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の感染症防止対策の支援</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が同時に重なる場所を避ける</li> <li>○ 咳エチケット・手洗いの徹底、日常的な健康状態の確認換気の実施・機器等の消毒・会議の回避・長時間の時間</li> <li>○ 外労働の回避・時差出勤等の事業場の実態に即した実行可能な感染予防対策の実施</li> <li>○ 風邪症状の者、陽性者に対する適正なルールの策定と周知</li> <li>○ 正しい情報の収集と周知</li> <li>○ 産業医等の選任の促進と働き方改革に伴う産業医等への必要な情報提供等の実施</li> <li>○ 企業における健康確保措置の充実</li> </ul>
イ 企業における産業保健機能の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き方改革に伴う改正労働安全衛生法の周知</li> <li>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</li> <li>○ 健康確保対策に係る情報収集と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き方改革に伴う改正労働安全衛生法の周知</li> <li>○ 健康確保対策への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業医等の選任の促進と働き方改革に伴う産業医等への必要な情報提供等の実施</li> <li>○ 企業における健康確保措置の充実</li> </ul>
ウ 高年齢労働者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高年齢労働者の健康確保対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高年齢労働者の健康確保対策の実施</li> </ul>
エ 過重労働による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</li> <li>○ 過重労働対策に関する情報収集と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過重労働による健康障害防止対策の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過重労働による健康障害防止対策の実施</li> <li>○ 時間外・休日労働月80時間超えの労働者等に対する面接指導の適切な実施</li> </ul>
オ 職場におけるメンタルヘルス対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</li> <li>○ メンタルヘルス対策に関する情報収集と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場におけるメンタルヘルス対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場におけるメンタルヘルス対策の実施</li> </ul>
カ 受動喫煙防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受動喫煙防止対策の実施の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受動喫煙防止対策の実施</li> </ul>
<b>(3) 治療と仕事の両立に向けた取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療と仕事の両立に向けた取組みの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療と仕事の両立に向けた取組みの実施</li> </ul>

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本 部	総支部・支部	会員事業場
	本 部	総支部・支部	会員事業場
<b>第5 組織的な労働災害防止活動の推進</b>			
<b>1 労働災害防止運動の推進</b>			
(1) 労働災害防止大会の開催等			
ア 全国港湾労働災害防止大会の開催  10月8日(金)仙台市	<input type="checkbox"/> 全国港湾労働災害防止大会の主催 <input type="checkbox"/> 関係機関への協力要請	<input type="checkbox"/> 会員事業場への参加の勧奨 <input type="checkbox"/> 開催地においては、大会を開催	<input type="checkbox"/> 関係者の積極的な参加
イ 地区港湾安全衛生大会の開催	<input type="checkbox"/> 地区安全衛生大会の開催の支援	<input type="checkbox"/> 地区港湾安全衛生大会の開催	<input type="checkbox"/> 地区大会への積極的な参加
ウ 全国産業安全衛生大会に協賛	<input type="checkbox"/> 大会への協賛	<input type="checkbox"/> 全国産業安全衛生大会への参加の勧奨	<input type="checkbox"/> 関係者の参加
エ 会員事業場における安全衛生大会の開催等	<input type="checkbox"/> 会員事業場の安全衛生大会の開催の支援	<input type="checkbox"/> 安全衛生大会等の開催の勧奨	<input type="checkbox"/> 社内安全衛生大会等の実施
(2) 主要港督励巡視、港湾安全パトロール等の実施			
ア 主要港督励巡視  8月24日(火)～27日(金) 東京一清水一大阪一門司の各港	<input type="checkbox"/> 監視巡視の実施 <input type="checkbox"/> 巡視結果報告書の作成、周知	<input type="checkbox"/> 団員としての参加を勧奨 <input type="checkbox"/> 巡視港、関係総支部・支部は実施及び協力	<input type="checkbox"/> 団員として積極的に参加 <input type="checkbox"/> 関係者の積極的な参加
イ 港湾研修  10月7日(木)～8日(金)仙台	<input type="checkbox"/> 港湾研修の実施	<input type="checkbox"/> 港湾研修開催地の総支部・支部は実施及び協力 <input type="checkbox"/> 会員事業場に対する参加勧奨	<input type="checkbox"/> 積極的な参加
ウ 港湾安全パトロール  経営首脳者等によるパトロールの実施	<input type="checkbox"/> 安全衛生推進委員会等の開催 <input type="checkbox"/> 安全管理士(員)による指導、助言の実施	<input type="checkbox"/> 総支部・支部主管者の会議への参加 <input type="checkbox"/> パトロールの計画及び定期的な実施。 <input type="checkbox"/> 経営首脳者への参加勧奨 <input type="checkbox"/> 点検項目の設定、パトロール結果のまとめ、会員事業場への周知	<input type="checkbox"/> 経営首脳のパトロールへの積極的な参加 <input type="checkbox"/> 総支部・支部の現場安全指導推進会議等への参加 <input type="checkbox"/> 関係者の港湾パトロールへの積極的な参加 <input type="checkbox"/> チェックリストによる点検、是正確認、記録の整備 <input type="checkbox"/> パトロールの結果、対策等を実施
エ 相互交流パトロール	<input type="checkbox"/> 相互交流パトロールの調整及び実施 <input type="checkbox"/> 安全管理士(員)による指導、助言の実施	<input type="checkbox"/> 相互交流パトロールへの参加 <input type="checkbox"/> 相互交流パトロールへの受け入れ	<input type="checkbox"/> 相互交流パトロールの積極的な参加
(3) 安全衛生強調期間の実施			
ア 指差呼称強調月間  6月1日～6月30日	<input type="checkbox"/> 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 <input type="checkbox"/> 指差呼称定着化研究会、指差呼称指導員研修等の実施 <input type="checkbox"/> 普及啓発用品(ポスター・のぼり・ワッペン)の作成、頒布	<input type="checkbox"/> 運動実施要領の周知徹底 <input type="checkbox"/> 部会・委員会活動における指差呼称運動の意義等の確認 <input type="checkbox"/> 期間中の港湾パトロールの強化	<input type="checkbox"/> 実施要領に基づき、社内の指差呼称運動の実施 <input type="checkbox"/> ポスター、のぼり等の掲出 <input type="checkbox"/> 経営首脳者から従業員に対し指差呼称運動実施の呼びかけ <input type="checkbox"/> 経営首脳者の現場巡回の強化 <input type="checkbox"/> 指差呼称指導員による指差呼称の実施状況の確認・指導
イ 港湾労働安全強調期間  7月1日～9月30日(準備月間6月)	<input type="checkbox"/> 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 <input type="checkbox"/> 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請 <input type="checkbox"/> ポスター、のぼり等の作成、頒布	<input type="checkbox"/> 運動実施要領の周知徹底 <input type="checkbox"/> 部会・委員会活動の活性化 <input type="checkbox"/> 期間中の港湾パトロールの強化	<input type="checkbox"/> 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定 <input type="checkbox"/> ポスター、のぼり等の掲出 <input type="checkbox"/> 経営首脳者から従業員及びその家族に対し安全の呼びかけ <input type="checkbox"/> 経営首脳者の現場巡回の強化 <input type="checkbox"/> 設備・用具・保護具等の点検整備の徹底

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本 部	総支部・支部	会員事業場
	本 部	総支部・支部	会員事業場
<b>イ 港湾労働衛生強調月間</b>  10月1日～10月31日(準備月間9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知</li> <li>○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請</li> <li>○ ポスター、のぼり等の作成、頒布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動実施要領の周知徹底</li> <li>○ 部会・委員会活動の活性化</li> <li>○ 期間中の港湾パトロールの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定</li> <li>○ ポスター、のぼり等の掲出</li> <li>○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し健康維持増進の呼びかけ</li> <li>○ 健康診断、健康相談、健康増進行事等の実施</li> </ul>
<b>ウ 年末年始港湾無災害強調期間</b>  12月16日～1月15日  (東京・神奈川総支部は、12月1日～1月31日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知</li> <li>○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請</li> <li>○ ポスター、のぼり等の作成、頒布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動実施要領の周知徹底</li> <li>○ 部会・委員会活動の活性化</li> <li>○ 期間中の港湾パトロールの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備・用具・保護具等の点検整備の徹底</li> <li>○ 経営首脳者の現場巡視の強化</li> <li>○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定</li> <li>○ ポスター、のぼり等の掲出</li> <li>○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し安全の呼びかけ</li> </ul>
<b>(4) 安全衛生表彰、無災害表彰等</b>			
<b>ア 安全衛生表彰(事業場、個人等)</b>			
安全・衛生の推進について、その功績が極めて顕著な事業場、団体及び個人に対する表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全・衛生表彰規程に基づく表彰の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部表彰規程の周知及び協会本部へ表彰事業場の推薦</li> <li>○ 総支部・支部の表彰規程の整備及び表彰の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受賞候補者の推薦、資料の提出</li> <li>○ 作業場、職場単位で個人の安全・衛生に関する社内表彰の実施</li> </ul>
<b>イ 無災害事業場表彰</b>			
港湾労災防止協会無災害記録表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無災害事業場表彰規程に基づく表彰の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部表彰規程の周知及び協会本部へ表彰事業場の推薦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推薦資料の提出</li> </ul>
<b>ウ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰</b>			
港湾労災防止協会無災害記録表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推薦のとりまとめ</li> <li>○ 顕彰制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推薦のとりまとめ</li> <li>○ 総支部・支部の表彰規程を整備し推薦候補者を選定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推薦資料の提出</li> </ul>
<b>(5) 危険予知活動の推進と指差呼称運動の推進</b>			
<b>ア 危険予知活動、指差呼称運動の推進</b>			
総支部・支部等に設置している指差呼称運動推進協議会の活動を通して、危険予知・指差呼称の定着、推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナー、研修会等の実施</li> <li>○ 機関誌等による広報の実施</li> <li>○ 指差呼称定着化研究会の実施</li> <li>○ 指差呼称指導者研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険予知活動、指差呼称運動の周知及び気運の醸成</li> <li>○ 指差呼称指導者研修等の実施</li> <li>○ 指差呼称定着化研究会への参加勧奨</li> <li>○ 指差呼称実践者養成の勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険予知活動、指差呼称運動の積極的な実施</li> <li>○ 指差呼称定着化研究会への積極的な参加</li> <li>○ 指差呼称指導者の積極的な養成、研修への参加</li> </ul>
<b>イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナー、研修会等の実施</li> <li>○ 安全管理士による導入に向けた支援</li> <li>○ 機関誌等による広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入</li> </ul>
<b>(6) 安全管理士(員)による安全管理活動の支援</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の調整</li> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理士(員)による支援の積極的な活用</li> </ul>

主要対策及び実施事項 業務の分担及び協力関係	本 部	総支部・支部	会員事業場
<b>2 安全衛生教育の推進</b>			
<b>(1) 技能講習の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テキストの改訂・充実</li> <li>○ 技能講習等の広報の強化</li> <li>○ テキスト等の斡旋</li> <li>○ 技能講習等の適正な実施についての指導援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種講習会の計画的な実施</li> <li>○ 有資格者の養成、配置についての指導・援助</li> <li>○ 技能講習等の実施</li> <li>○ 技能講習の内容充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講資格を有する者の積極的受講</li> </ul>
<b>(2) 各種教育の実施</b>			
<b>ア 経営首脳者等に対する安全衛生教育の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 別紙3</li> <li>○ フォアマン等(港湾荷役の総括的監督等)の安全衛生管理能力の向上の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営首脳者等セミナー等の実施</li> <li>○ フォアマンを対象とした安全衛生セミナーの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営首脳者等の参加の要請</li> <li>○ 安全衛生セミナーにフォアマン等の参加の要請</li> </ul>
<b>イ 作業者・作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 別紙4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テキスト等のあっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テキスト等の紹介、あっせん</li> </ul>
<b>ウ 能力向上教育の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 別紙5</li> <li>特に船内荷役作業主任者、安全衛生推進者等に対する能力向上教育の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テキストの普及(安全衛生推進者、船内荷役作業主任者能力向上教育用)テキスト等のあっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船内荷役作業主任者等に対する能力向上教育実施の周知、教育の実施</li> </ul>
<b>エ 危険有害業務従事者等の教育の実施(法60の②)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 別紙7</li> <li>特に、揚貨装置運転士、フォークリフト運転業務従事者等に対する安全衛生教育の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾荷役作業に即した教材の作成</li> <li>○ テキスト等のあっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テキスト等の紹介、あっせん</li> </ul>
<b>オ 特別教育の実施(法59③)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 別紙8</li> <li>特に、ストラドルキャリヤー運転業務、フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育講師養成研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストラドルキャリヤーの教育実施</li> <li>○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育講師養成研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テキスト等の紹介、あっせん</li> <li>○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育の実施</li> </ul>
<b>カ 新規従事者教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険体感研修の実施</li> <li>○ 「雇入れ時安全衛生研修資料」の活用促進</li> <li>○ 新規従事者等に対する教育の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規従事者教育への安全衛生教育に対する支援等</li> <li>○ 「雇入れ時安全衛生研修資料」の活用促進</li> <li>○ 新規従事者等に対する教育の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規従事者教育への安全衛生教育の実施</li> <li>○ 「雇入れ時安全衛生研修資料」の活用による新規従事者教育の積極的な実施</li> </ul>
<b>(3) テキスト・教材の充実整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時宜に応じたテキスト・教材の充実整備</li> </ul>		

主要対策及び実施事項	業務の分担及び協力関係		
	本 部	総支部・支部	会員事業場
<b>3 広報活動及び調査研究等の推進</b>			
(1) 機関誌、ホームページの充実			
ア 機関誌「港湾災防」の内容の充実と頒布部数の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安全の見える化」の推進事例、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事</li> <li>○ 編集、発刊(毎月1回)</li> <li>○ モニター制実施要領に基づきアンケート実施 機関誌の内容充実(行政通達、指針、災害事例分析・改善事例・会員事業場の安全衛生活動等の紹介)</li> <li>○ ホームページの整備</li> <li>○ ヒヤリハット事例データベース搭載情報の更新</li> <li>○ 労働災害情報データベース搭載情報の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行事等に関する情報の本部への報告</li> <li>○ 記事資料の提供</li> <li>○ 執筆者への原稿依頼</li> <li>○ ホームページの周知及び搭載すべき情報の収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 回観等による職場への浸透</li> <li>○ ミーティング資料としての活用</li> <li>○ 寄稿</li> <li>○ ホームページの活用及び搭載すべき情報の提供</li> </ul>
イ ホームページによる情報発信の強化			
(2) 安全衛生用品の充実及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用品の品揃えの充実</li> <li>○ 機関誌「港湾災防」による紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集</li> <li>○ カタログ等の周知</li> <li>○ 用品の斡旋、頒布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の活用・提供</li> </ul>
(3) ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報セキュリティ対策の強化</li> <li>○ 災防規程の変更の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報セキュリティ対策の強化</li> <li>○ 災防規程の変更の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災防規程の変更の周知</li> </ul>
(2) 災防規程の変更			
4 会員の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページ等で加入促進PR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規参入会員事業場への加入勧奨</li> </ul>	

別表 2

## 令和3年度 本部行事 実施計画(会議・研修等)

		令和3年									令和4年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	理事会・通常総代会			9 都内									
2	会長・副会長会議、 常任理事会		26 都内										22 都内
3	会長・副会長会議 (安全・衛生表彰委員会)					2 本部							
4	評価委員会					10 本部							
5	安全衛生推進委員会						16 都内						
6	安全衛生推進委員会 安全衛生実施委員会												10 都内
7	安全衛生実施協議会			8 都内									
8	総支部・支部 事務局担当者会議								4 都内				
9	安全管理士(員)会議 (個別・集団支援推進会議)	14-15 都内								13-14 都内			
10	主要港督励巡視 (東京～清水～大阪～門司港)				24～ 27								
11	全国港湾労働災害防止大会						8 仙台						
12	港湾研修(全国大会開催港)						7・8 仙台						
13	経営トップセミナー										10 都内		
14	各地区安全衛生セミナー					3 小樽	22 東京	12 名古屋	10 千葉		14 神戸	4 大阪	
15	安全管理者選任時研修		15-16 横浜										
16	ストラドルキャリヤー 初任時研修					10 名古屋							
17	ストラドルキャリヤー 定期/隨時教育							19 横浜					
	ストラドルキャリヤー インストラクター養成研修								10 東京				
18	指差呼称定着化研究会		10-11 三島										
19	リスクアセスメント研修						26 徳島	16 福岡					
20	危険体感研修		2 神戸					2 神戸			25 神戸		
21	港湾関係各種強調期間		指差呼称 1-30		労働安全 (7/1-9/30)		労働衛生 (1-31)			年末年始無災害 (12/16-1/15)			
22	無災害記録表彰／ 永年勤続職員表彰			無災害 1日付		永年 1日付							
23	港運関係5団体合同 賀詞交歓会									上旬 都内			
24	安全衛生優良職長 厚生労働大臣表彰									下旬 都内			
25	全国産業安全衛生大会／ 緑十字賞表彰(中災防)						27-29 東京						

注:各月の行事については、上段が開催日、下段が開催場所等を表す。

## 点検・検査対象一覧

## 作業開始前等点検

点検対象	関係規則
フォークリフト	則151の25
ショベルローダー	則151の34
フォークローダー	〃
ストラドルキャリヤー	則151の41
ブル・ドーザー	則170
トラクター・ショベル	〃
纖維ロープ(貨物自動車)	則151の69
コンベヤー	則151の82
ハッチビーム	則456
ハッチ・ボード	〃
揚貨装置	則465
スリング	則476
クレーン	ク36
クレーン(暴風後等)	ク37
移動式クレーン	ク78
デリック	ク121
デリック(暴風後等)	ク122
玉掛け用具	ク220

特定自主検査  
(年次検査)

検査対象	関係規則
フォークリフト	則151の24
ブル・ドーザー	則169の2
トラクター・ショベル	〃

注) 特定自主検査は、事業内検査者又は検査業者が実施する。

定期自主検査  
(月例検査)

検査対象	関係規則
フォークリフト	則151の22
ショベルローダー	則151の32
フォークローダー	〃
ストラドルキャリヤー	則151の39
ブル・ドーザー	則168
トラクター・ショベル	〃
クレーン	ク35
移動式クレーン	ク77
デリック	ク120

定期自主検査  
(年次検査)

検査対象	関係規則
フォークリフト	則151の21
ショベルローダー	則151の31
フォークローダー	〃
ストラドルキャリヤー	則151の38
ブル・ドーザー	則167
トラクター・ショベル	〃
クレーン	ク34
移動式クレーン	ク76
デリック	ク119

## ◎関係法令等略記号一覧

法	労働安全衛生法
令	労働安全衛生法施行令
則	労働安全衛生規則
四	四アルキル鉛中毒予防規則
粉	粉じん障害防止規則

ク	クレーン等安全規則
酸	酸素欠乏症等防止規則
特	特定化学物質障害予防規則
程	港湾貨物運送事業労働災害防止規程

## 技 能 講 習 等

対 象	関 係 法 令 等	備 考
1 はい作業主任者	法 14 則 16 程 137	令6(12) 則428 総支部
2 船内荷役作業主任者	法 14 則 16 程 30	令6(13) 則450 〃
3 酸素欠乏危険作業主任者	法 14 則 16 程 49、136 241、264	令6(21) 酸11 〃
4 床上操作式クレーン運転業務 (つり上げ荷重5トン以上)	法 61 則 41 程 63、145	令20(6) ク22 〃
5 小型移動式クレーン運転業務 (つり上げ荷重1トン以上 5トン未満)	〃	令20(7) ク68 〃
6 フオークリフト運転業務 (最大荷重1トン以上)	法 61 則 41 程 80、162	令20(11) 〃 〃
7 ショベルローダー運転業務 (最大荷重1トン以上)	〃	令20(13) 〃 〃
8 フオークローダー運転業務 (最大荷重1トン以上)	〃	〃 〃 〃
9 ブル・ドーザー等車両系 建設機械運転業務 (機体重量3トン以上)	〃	令20(12) 〃 〃
10 玉掛け業務 (制限荷重1トン以上揚貨装置、つり上げ荷重1トン以上クレーン等)	法 61 則 41	令20(16) 昭54.5.2基発第212号 昭54.5.22港災防発第52号 〃
11 沿岸荷役主任者	程119	昭54.5.2基発第212号 昭54.5.22港災防発第52号 〃

## 経営首脳者等に対するセミナー等

対象	関係法令等		備考
1 経営トップ・セミナー	程280	昭51.2.20基発第217号 昭59.3.26基発第148号 平3.1.21基発第39号 改正平13.7.12基発第623号	本部
2 経営首脳者安全衛生セミナー	〃	〃	〃
3 管理監督者等安全衛生セミナー	〃	〃	〃

## 作業者・作業指揮者等に対する教育

対象	関係法令等		備考
1 作業者 (雇入れ時、作業内容変更時)	法59 則35 程275	昭59.3.26基発第148号 平3.1.21基発第39号	総支部
2 ストラドルキャリヤー稼働 区域内運転従事者	法59 則35 程275	昭60.4.5基発第185号の3 昭61.12.22基発第863号 平4.12.21基発第659号	〃
3 積卸し作業指揮者	法21 則420 法60(準ずる) 程277	昭60.3.13基発第133号	総支部 指名時
4 車両系荷役運搬機械等の 作業指揮者	法20 則151の4 法60(準ずる) 程277	平2.3.1基発第114号 平4.12.11基発第650号	〃
5 高年齢労働者		昭59.3.26基発第148号 平3.1.21基発第39号	総支部 高齢時

注) 「備考」欄の高齢時教育はおおむね45歳に達したとき、指名時は当該職務に始めて指名されたとき

## 能 力 向 上 教 育

対 象	関 係 法 令 等	備 考
1 安全管理者	法19の2 程282	平3.1.21基発第39号 平4.3.17基発第124号 平4.6.1基発第319号 改正平9.2.3基発第66号  本部 支部 初任時 随時
2 衛生管理者	〃	平3.1.21基発第39号 平6.2.17基発第82号 改正平9.2.3基発第66号 〃
3 安全衛生推進者	〃	平2.3.15基発第131号 改正平9.2.3基発第66号 〃
4 船内荷役作業主任者	〃	平2.11.6基発第677号 〃
5 特定化学物質作業主任者	〃	〃
6 有機溶剤作業主任者	〃	平4.6.10基発第330号 〃
7 揚貨装置運転士	〃	〃 本部 総支部

注：1 初任時教育（当該業務に初めて従事するときに受講）  
 2 定期教育（初任時からおおむね5年ごとに受講）  
 3 隨時教育（機械設備等に大幅な変更があつたときに受講）  
 4 再任時教育（おおむね5年間業務から離れていた者が選任されたときに受講）  
 5 平元5.22能力向上教育指針第1号、平2.12.1能力向上教育指針第2号、平6.1.14能力向上教育指針第3号を参照のこと。

## 別紙 6 安 全 教 育（能力向上教育に準じる。）

対 象	関 係 法 令 等	備 考
1 移動式クレーン定期自主検査者	程282	昭59.10.9基発第546号 平3.1.21基発第39号 改正平9.2.3基発第66号 総支部
2 移動式クレーン整備者	〃	昭59.10.9基発第547号 平3.1.21基発第39号 改正平9.2.3基発第66号 〃
3 車両系建設機械等定期自主検査者 ショベルローダー・フォークローダー	〃	昭62.3.24基発第163号 平3.1.21基発第39号 改正平9.2.3基発第66号 〃
4 フォークリフト特定自主検査者	〃	昭62.11.26基発第669号 平3.1.21基発第39号 改正平9.2.3基発第66号 〃
5 車両系建設機械等特定自主検査者 ブルドーザー・ショベル	〃	昭62.11.26基発第670号 平3.1.21基発第39号 改正平9.2.3基発第66号 〃

注：1 定期自主検査従事者は新たに選任されたときに受講  
 2 特定自主検査従事者はおおむね5年ごとに受講

## 安 全 衛 生 教 育

対 象	関 係 法 令 等		備 考
1 揚貨装置運転士	法60の 2 程282	平2.3.1基発第111号	総支部
2 クレーン・デリック運転士	法60の 2 程282	平2.3.1基発第112号	//
3 移動式クレーン運転士	法60の 2 程282	平2.3.1基発第113号	//
4 フォークリフト運転業務従事者	法60の 2 程282	平2.3.1基発第114号	//
5 車両系建設機械運転業務従事者	法60の 2 程282	平2.3.1基発第366号	//
6 玉掛け業務従事者	法60の 2 程282	平2.3.1基発第709号	//
7 有機溶剤業務従事者	法60の 2 程282	平2.3.1基発第337号	//
8 腰痛予防のための労働衛生教育		平7.3.22基発第136号	//

- 注1 定期教育（初任時おおむね5年ごとに受講）  
 2 隨時教育（機械設備等が新たなものに変わったときに実施）  
 3 再任時教育（おおむね5年間業務から離れていた者が選任されたときに実施）  
 4 平元5.22安衛教育指針公示第1号、平2.12.1安衛教育指針公示第2号、平5.9.30安衛教育指針公示第3号を参照のこと。

## 別紙8

## 特 別 教 育 等

対象	関係法令等		備考
1 フォークリフト運転業務 (最大荷重1トン未満)	法59③ 則36(5) 程276	平3.1.21基発第39号	総支部
2 ショベルローダー・フォーク ローダー運転業務 (最大荷重1トン未満)	法59③ 則36(5の2) 程276	〃	〃
3 揚貨装置運転業務 (最大荷重5トン未満)	法59③ 則36(6) 程276	〃	〃
4 車両系建設機械運転業務 (機体重量3トン未満)	法59③ 則36(9) 程276	〃	〃
5 クレーン運転業務 (つり上げ荷重5トン未満) ※下記の7の5トン未満を含む	法59③ 則36(15)イ ク21 程276	〃	〃
6 跨線テルハ運転業務 (つり上げ荷重5トン以上)	法59③ 則36(15)ロ ク21 程276	〃	〃
7 移動式クレーン運転業務 (つり上げ荷重1トン未満)	法59③ 則36(16) ク67 程276	〃	〃
8 デリック運転業務 (つり上げ荷重5トン未満)	法59③ 則36(17) ク107 程276	〃	〃
9 玉掛け業務 9 (つり上げ荷重1トン未満のク レーン、移動式クレーン、デリ ック)	法59③ 則36(19) ク222 程276	〃	〃
10 酸素欠乏危険作業に係る作業 従事者	法59③ 則36(26) 酸12 程276	〃	〃
11 特定粉じん作業に係る作業	法59③ 則36(29) 粉22	〃	〃
12 ストラドルキャリヤー運転業務	法59 (準ずる) 程282	昭61.12.22基発第638号 平4.12.21基発第659号	本部 初任時 定期 隨時
14 荷役運搬機械等によるはい作業 従事者	〃	昭63.3.4基発第128号	総支部

表1 港湾貨物運送事業における労働災害（休業4日以上）の推移

(単位：人)

年	労働災害 防止計画	厚生労働省調べ		協会調べ（会員事業場のみ）	
			死 亡		死 亡
昭和39年	第2次	13,347	133	不明	不明
49年	第4次	9,230	79	〃	〃
59年	第6次	2,387	33	2,015	29
63年	第7次	1,396	29	1,196	27
平成元年		1,275	26	1,131	21
2年		1,103	28	950	22
3年		1,034	29	855	27
4年		946	22	832	13
計		5,754	134	4,964	110
平成5年	第8次	826	16	691	14
6年		735	15	641	15
7年		672	20	578	19
8年		590	28	488	20
9年		589	17	464	14
計		3,412	96	2,862	82
平成10年	第9次	463	19	358	12
11年		411	10	330	7
12年		388	11	315	10
13年		406	18	331	12
14年		389	15	308	15
計		2,057	73	1,642	56
平成15年	第10次	348	12	254	9
16年		334	10	230	9
17年		323	11	231	8
18年		298	14	196	11
19年		307	9	198	8
計		1,610	56	1,109	45
平成20年	第11次	290	9	204	9
21年		228	10	147	7
22年		219	5	159	5
23年		245 363*	10	179	5
24年		344*	5	156	4
計		1,444*	39	845	30
平成25年	第12次	296	6	151	3
26年		349	5	158	2
27年		284	8	141	5
28年		286	10	117	7
29年		331	8	127	3
計		1,546	37	694	20
平成30年	第13次	330	4	125	3
令和元年		376	7	156	7
<b>2年</b>		<b>328</b>	<b>4</b>	<b>145</b>	<b>4</b>

注) 1 厚生労働省の死傷数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告であったが、平成24年より労働者死傷病報告のみを用いている(\*印／前年との比較のため、平成23年も同様である。)。

2 昭和39年の死傷者数は、休業8日以上のもの。

3 令和2年の厚生労働省調べは、令和3年3月8日時点の速報値。

**表2 年齢階層別 死傷災害（休業4日以上）**

(単位：人)

年齢階層	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	合 計	構成比(%)
29歳以下	28	43	32	31	35	26	25	18	23	21	282	19.4
30～39歳	42	30	41	37	33	26	24	36	36	39	344	23.6
40～49歳	46	32	34	39	36	28	36	27	49	40	367	25.2
50～59歳	34	36	26	30	22	26	29	28	30	32	293	20.1
60歳以上	23	15	18	21	15	11	13	16	18	13	163	11.2
不 明	6										6	0.4
合 計	179	156	151	158	141	117	127	125	156	145	1,455	100.0

(協会調べ)

**表3 事故の型別 死傷災害（休業4日以上）**

(単位：人)

事故の型	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	合 計	構成比(%)
墜落・転落	49	56	44	42	48	36	34	34	56	42	441	30.3
転 倒	13	15	16	18	9	18	15	20	22	20	166	11.4
激 突	13	11	4	10	10	6	7	5	5	3	74	5.1
飛来・落下	12	12	8	21	14	12	7	10	6	12	114	7.8
崩壊・倒壊	3	1	7	3	3	3	5	3	6	8	42	2.9
激突され	12	5	14	15	8	12	9	6	7	12	100	6.9
はさまれ・巻き込まれ	53	41	44	33	35	22	35	35	36	29	363	24.9
切れ・こすれ	2	4	2	2	4				1	3	1	1.3
交通事故・火災等	1	4	2			7	1			3		18
動作の反動等	15	7	9	13	8	1	11	7	10	13	94	6.5
その他・分類不能	6		1	1	2		3	4	2	5	24	1.6
合 計	179	156	151	158	141	117	127	125	156	145	1,455	100.0

(協会調べ)

**表4 作業職種別 死傷災害（休業4日以上）**

(単位：人)

職 種	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	合 計	構成比(%)
作業者	103	90	95	92	74	54	81	80	95	100	864	59.4
玉掛け者	14	18	17	14	18	17	12	8	12	12	142	9.8
ラッシャー	10	15	11	14	18	10	6	9	9	9	111	7.6
運転者	17	10	10	14	11	12	6	7	14	9	110	7.6
その他(清掃、警備員)	11	5	9	7	9	3	9	3	8	4	68	4.7
検数員等	9	5	3	4	3	8	1	6	8	3	50	3.4
合図者	10	11	2	10	3	6	8	8	7	6	71	4.9
船内荷役作業主任者	2	1	1	1	4	5	2	3		1	20	1.4
フォアマン		1	2	2	1	2	1	1	3	1	14	1.0
沿岸荷役主任者	3		1				1				5	0.3
合 計	179	156	151	158	141	117	127	125	156	145	1,455	100.0

(協会調べ)

**表5 雇用形態別 死傷災害（休業4日以上）**

(単位：人)

雇用形態	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	合 計	構成比(%)
常用	161	134	132	134	119	103	108	114	134	132	1,271	87.4
日雇	18	22	19	24	22	14	19	11	22	13	184	12.6
派遣												0.0
合 計	179	156	151	158	141	117	127	125	156	145	1,455	100.0

(協会調べ)

**表6 関連機械別 死傷災害（休業4日以上）**

(単位：人)

関連機械	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	合 計	構成比(%)
揚貨装置	10	16	15	19	10	10	5	5	11	5	106	12.1
天井クレーン	3	2	1	1			2	1	3	3	16	1.8
ガントリークレーン	14	8	9	16	15	5	5	9	11	13	105	12.0
トランスクレーン		1	1	1			2	1			6	0.7
移動式クレーン	16	11	9	14	19	9	9	9	24	12	132	15.1
クレーン（上記以外）	2	5	9	1		1					18	2.1
フォークリフト	32	23	24	24	17	20	25	28	25	24	242	27.7
ストラドルキャリヤー	4			3		1			2	1	11	1.3
トレーラー	10	5	1	2	5	3	5	6	6	4	47	5.4
ショベルローダー	2	3		2	2	4	1	2	1	2	19	2.2
ブル・ドーザー		1	1		1	1			1	2	9	1.0
フォークローダー			2			1					3	0.3
その他の動力運搬機	6	6	2	18	20	12	24	23	25	24	160	18.3
合 計	99	81	74	101	89	67	78	87	109	89	874	100.0

(協会調べ)

**表7 荷姿別死傷災害（休業4日以上）**

(単位：人)

事故の型	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	合 計	構成比(%)
コンテナ	36	25	23	34	20	23	26	26	32	30	275	26.7
素材「裸」	11	11	19	12	16	6	4	3	15	7	104	10.1
箱 物	11	13	9	10	3	9	10	5	8	8	86	8.3
束 物	20	11	13	7	7	9	11	8	8	5	99	9.6
ばら物	9	10	10	14	9	7	9	13	19	12	112	10.9
棒 物	5	5	12	9	7	4	3	8	7	8	68	6.6
袋 物	9	10	7	9	13	7	6	7	12	10	90	8.7
車	6	5	4	5	5	1	3	7	5	6	47	4.6
缶 物	2			1		2	1	2	1		9	0.9
ベール				1		1			2		6	0.6
その他（不明も含む）	6	7	9	17	11	12	17	19	18	19	135	13.1
合 計	115	97	106	119	91	81	90	100	125	107	1,031	100.0

(協会調べ)

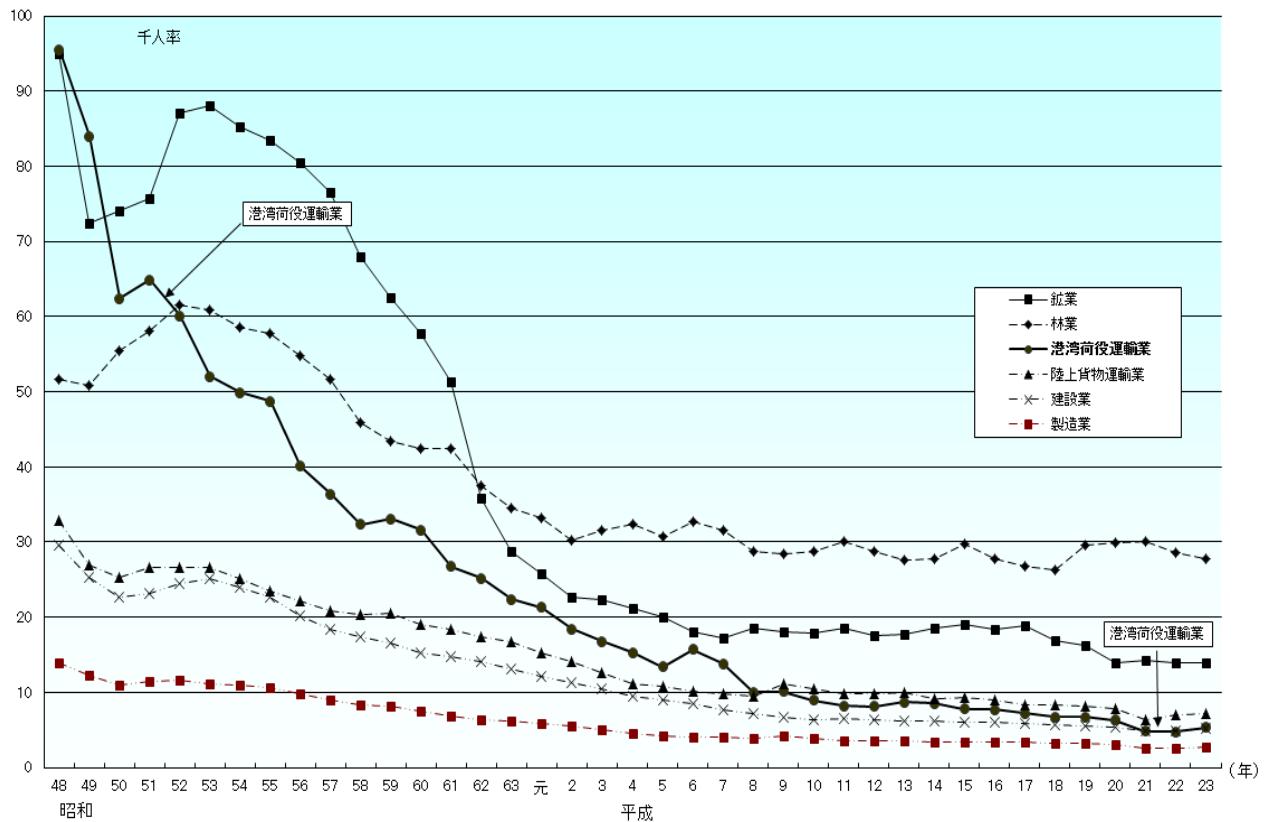
**表8 業種別 死傷年千人率の推移**

(1) 平成23年以前（港湾荷役を含め労災保険給付データ等による）

業種	S 48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3
鉱業	95.0	72.4	74.0	75.7	87.1	88.1	85.2	83.5	80.5	76.5	67.9	62.5	57.7	51.3	35.9	28.8	25.8	22.6	22.4
林業	51.6	50.9	55.4	58.0	61.5	60.8	58.6	57.8	54.8	51.6	45.8	43.4	42.5	42.5	37.4	34.5	33.2	30.2	31.5
港湾荷役	95.5	84.0	62.4	64.9	60.1	52.0	49.9	48.7	40.1	36.4	32.3	33.1	31.6	26.7	25.2	22.4	21.3	18.4	16.8
陸上貨物	32.9	27.0	25.3	26.6	26.6	25.2	23.5	22.1	20.9	20.3	20.5	19.0	18.4	17.3	16.7	15.3	14.1	12.6	
建設業	29.6	25.3	22.7	23.1	24.4	25.1	23.9	22.6	20.2	18.4	17.3	16.6	15.2	14.7	14.1	13.1	12.1	11.3	10.4
製造業	13.9	12.3	11.0	11.4	11.6	11.2	10.9	10.7	9.8	9.0	8.3	8.1	7.5	6.9	6.4	6.2	5.8	5.5	5.0

業種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
鉱業	21.2	20.0	18.0	17.2	18.5	18.1	17.9	18.5	17.6	17.7	18.5	19.1	18.3	18.8	16.9	16.3	14.0	14.2	13.9	13.9
林業	32.3	30.8	32.7	31.5	28.7	28.5	28.8	30.0	28.7	27.6	27.7	29.7	27.7	26.8	26.3	29.5	29.9	30.0	28.6	27.7
港湾荷役	15.3	13.4	15.7	13.8	10.0	10.1	8.9	8.2	8.1	8.7	8.5	7.8	7.7	7.2	6.7	6.7	6.3	4.8	4.7	5.3
陸上貨物	11.2	10.8	10.2	9.8	9.5	11.1	10.4	9.8	9.8	10.0	9.2	9.3	8.9	8.4	8.3	8.2	7.9	6.4	7.0	7.1
建設業	9.5	8.9	8.5	7.7	7.2	6.7	6.3	6.5	6.3	6.2	6.1	6.0	6.0	5.8	5.7	5.6	5.3	4.9	4.9	5.2
製造業	4.5	4.2	4.1	4.0	3.8	4.2	3.8	3.6	3.6	3.5	3.3	3.4	3.4	3.3	3.2	3.2	3.0	2.5	2.6	2.7

注) 年千人率 = 1,000 × (1年間の死傷者数) / (1年間の平均労働者数)  
(労働者1,000人あたりの1年間に発生する死傷者数を表す。)



(2) 平成 23 年以降（他業種は労働者死傷病報告等、港湾荷役は協会等のデータによる）

業種	H 23	24	25	26	27	28	29	30	R 1	R 2
鉱業	7.2	9.9	12.0	8.1	7.0	9.2	7.0	10.7	10.2	
林業	36.3	31.6	28.7	26.9	27.0	31.2	32.9	22.4	20.8	
港湾荷役	3.7	3.4	3.2	3.4	3.1	2.6	2.8	2.7	3.4	3.2
陸上貨物	8.1	8.4	8.3	8.4	8.2	8.2	8.4	8.9	8.5	
建設業	4.1	5.0	5.0	5.0	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	
製造業	2.8	3.0	2.8	2.9	2.8	2.7	2.7	2.8	2.7	

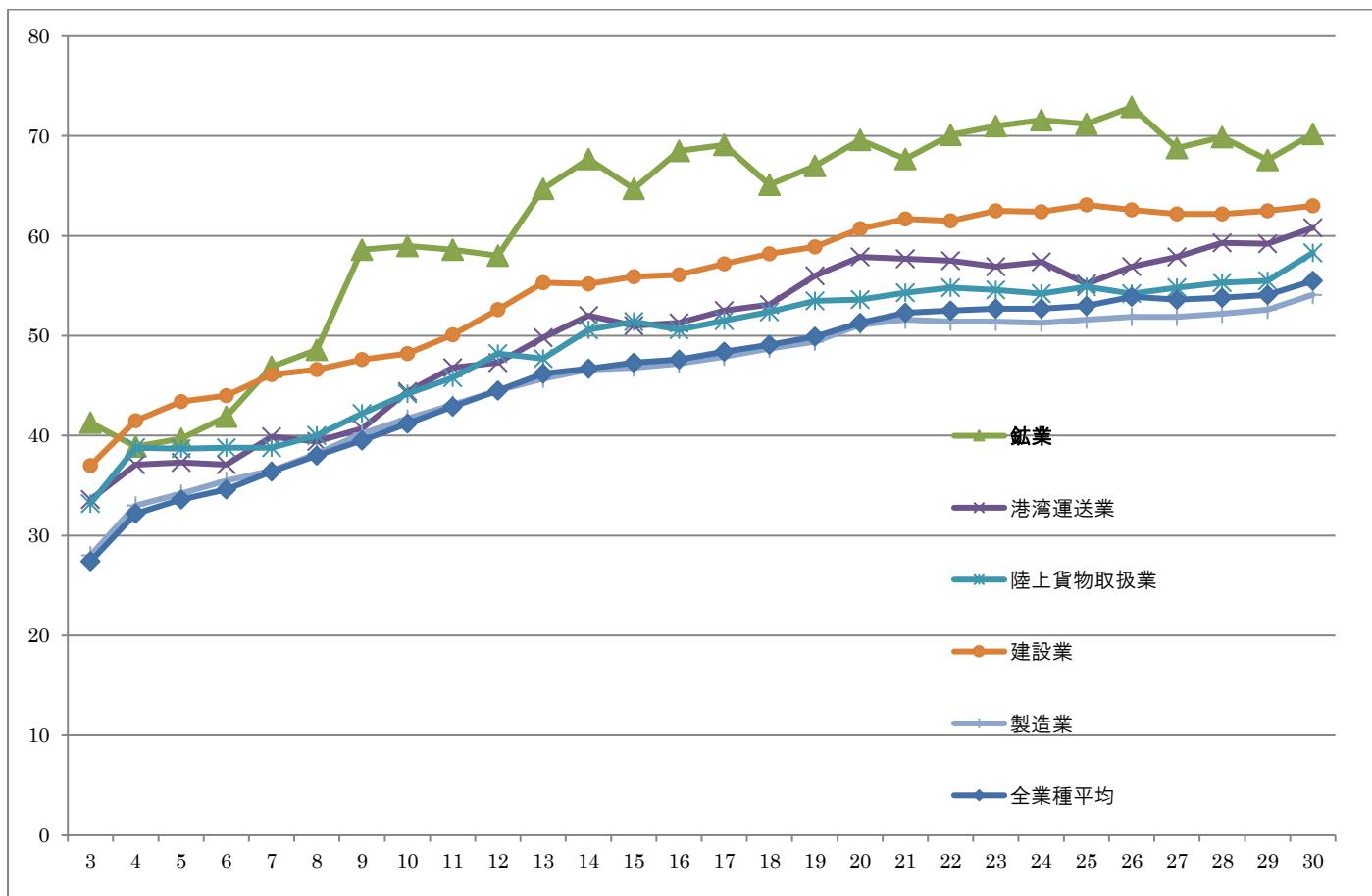
**表9 業種別 定期健康診断実施結果における所見のあった者の割合の推移**

業種	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
鉱業	41.3	38.9	39.7	41.9	46.9	48.6	58.6	59.0	58.6	58.0	64.7	67.7	64.7	68.5	69.1	65.1	67.0	69.6
港湾運送業	33.6	37.1	37.3	37.1	39.9	39.4	40.7	44.4	46.8	47.3	49.8	52.0	51.0	51.3	52.5	53.1	56.0	57.9
陸上貨物取扱業	33.2	38.8	38.7	38.8	38.8	40.0	42.2	44.2	45.8	48.2	47.7	50.6	51.4	50.6	51.5	52.4	53.5	53.6
建設業	37.0	41.5	43.4	44.0	46.1	46.6	47.6	48.2	50.1	52.6	55.3	55.2	55.9	56.1	57.2	58.2	58.9	60.7
製造業	28.0	33.0	34.2	35.5	36.5	38.2	40.2	41.7	43.1	44.5	45.7	46.6	46.8	47.2	47.9	48.7	49.4	51.1
全業種平均	27.4	32.2	33.6	34.6	36.4	38.0	39.5	41.2	42.9	44.5	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3

業種	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28★	H29★	H30★
鉱業	67.7	70.1	71.0	71.6	71.2	72.9	68.8	69.9	67.6	70.8
港湾運送業	57.7	57.5	56.9	57.4	55.2	56.9	57.9	59.3	59.2	60.8
陸上貨物取扱業	54.3	54.8	54.6	54.2	54.9	54.2	54.8	55.3	55.5	58.3
建設業	61.7	61.5	62.5	62.4	63.1	62.6	62.2	62.2	62.5	63.0
製造業	51.6	51.4	51.4	51.3	51.6	51.9	51.9	52.2	52.6	54.1
全業種平均	52.3	52.5	52.7	52.7	53.0	53.9	53.6	53.8	54.1	55.5

※★印の3年間分は、厚生労働省において遡って数値を精査中であり、令和3年4月以降に公表予定。  
令和元年分についても、同時期に公表予定。

### グラフ 業種別 定期健康診断実施結果における所見のあった者の割合の推移



注1：「所見のあった者の割合」は、所見のあった者（他覚所見のみを除く）/労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（人数）を受診者数で割った値（%）である。

2：資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」